平成２８年（フ）第９０号
広島県三次市甲奴町本郷677番地８、前住所埼玉県朝霞市仲町２丁目10番54号
債務者　金子　里紗
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２０号
奈良県吉野郡大淀町大字新野190番地の１
債務者　中　　一也
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第８７号
島根県雲南市木次町里方1118番地２　木次東団地２号棟406号室、前住所島根県雲南市三刀屋町三刀屋59番地１　アトリエ荘102
債務者　村尾　未来
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
松江市春日町325番地12
債務者　乾　由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０号
青森市大字幸畑字松元73番地19　コーポレオンＣ－202
債務者　山川　惠市
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目20番地　グリーンコーポＢ－２
債務者　小山　　敦
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目11番13号　テラス新八Ｂ－３
債務者　山中　有沙
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５８号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1601番地の141
債務者　岡田　政江
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９５号
山口市泉町９番16号
債務者　原田　和枝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８５号
札幌市南区川沿２条４丁目７番21号　コーポ若林102号
債務者　小林　麻里
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９２号
札幌市西区琴似３条３丁目１番11―405号
債務者　佐々木有佳
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９９号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番38―206号
債務者　松田　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１４号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目７番22号　ベラミＡＰ―101号
債務者　中島　佳枝
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２０号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番18号　クレストール東苗穂五番館202号
債務者　吉田　多映（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番６―205号
債務者　笹井　健司
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０号
北海道川上郡標茶町麻生１丁目24番地
債務者　圓山　幸代（旧姓高森・近藤）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
山形県酒田市新橋２丁目７番地の52、前住所東京都東村山市諏訪町２丁目９番地26　ガーデンハイム201
債務者　佐藤　　翼
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
山形地方裁判所酒田支部